

金融経済教育の現状と今後の在り方 ～学校教育から投資教育・PLPセミナーまで～ 『生涯を通じた金融経済教育の充実について』

MUFG資産形成研究所
主任研究員 菅谷 和宏
2026年7月7日

『年金と経済』2024.4, VOL.43 NO.1 (公益財団法人年金シニアプラン
総合研究機構発行)より一部統計データを更新した上で転載

人をつなぐ。未来をつなぐ。
三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



わが国の家計における金融資産は、2,351兆円(2025年12月末)まで増加した。政府は、個人の金融資産を活性化し、経済の好循環に繋げる目的で、2022年11月28日「資産所得倍増プラン」を公表した。この中で、新NISAへの改革(NISAの抜本的拡充と恒久化)(第1の柱)やiDeCoの改革(第2の柱)を掲げている。また、個人への支援として、消費者に対する中立的なアドバイスの提供(第3の柱)、企業による雇用者への資産形成の支援強化(第4の柱)を掲げた。さらに、第5の柱として「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育を充実」を国家戦略として位置付けた。

国民の平均寿命が延伸し、高齢期の生活期間が長期化している中、高齢期の生活の質(QOL^{*1})を維持し、豊かな老後生活を送るために「ウェルビーイング(Well-being)」^{*2}が必要とされており、生活設計に必要とされる「①健康の維持・増進」「②経済基盤の確保」「③生きがいの保有」の3要素の充実が求められている。

MUFG資産形成研究所^{*3}の調査では、金融リテラシーが高い人ほど、金融経済教育の提供機会を重視しており、金融リテラシーが高い人ほど、Well-beingの満足度は高い結果となっている。高齢期におけるWell-beingを確立するためには、金融リテラシーの向上が必要であり、そのためには若い頃からの金融経済教育が求められる。自らの生活設計(ライフプラン)と、将来に向けた資産形成の準備が必要とされている。

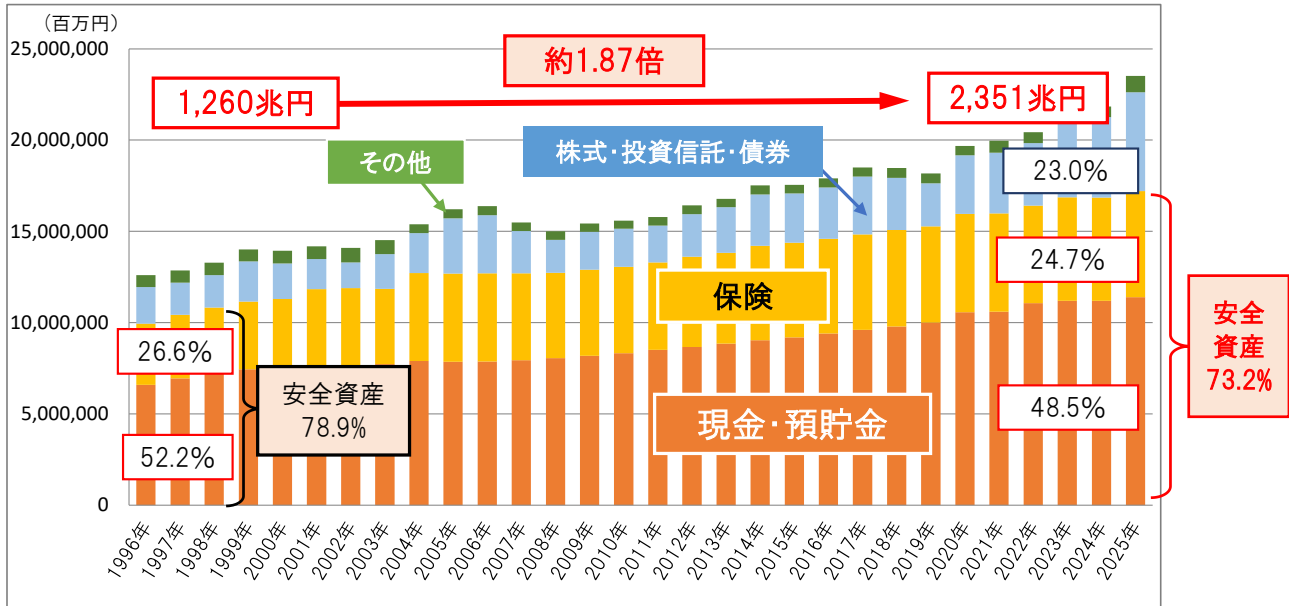
本稿では、いよいよ人生100年時代の到来を迎えつつある中、高齢期の経済基盤を確保するための金融経済教育の現状の課題と今後の在り方について考察する。働き方・生活設計の多様化と高齢期の長期化に伴い、高齢期のWell-beingを実現するための、国民に対する金融経済教育の充実が必要とされている。

1. はじめに

1.1 わが国の金融経済と社会環境の現状

日本銀行「資金循環統計」によると、2025年12月末の家計金融資産額は、2,351兆円まで増加した。これまで、「現金・預金」約5割、「保険」を加えた「安全資産」約7~8割の資産構成は、近年、「現金・預金」の割合が低下、「株式・投資信託」の割合が約23.0%まで増加しており、政府の進める「貯蓄」から「投資」が進んできている〔図表1〕^{*4}。

〔図表 1〕日本の家計金融資産の推移(1996～2025年)

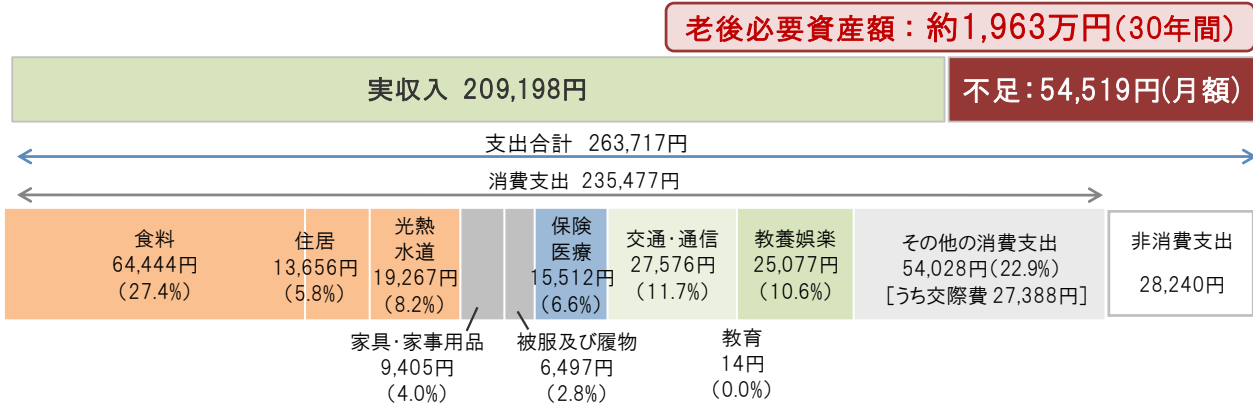


出所: 日本銀行「資金循環統計時系列データ」及び「2025年第4四半期の資金循環」(速報)より筆者作成

2019年、金融庁金融審議会「市場ワーキング・グループ」は、約2,000万円の老後資金が必要となる旨の報告書を公表し、老後資産の必要性について国民の大きな注目を集める結果となった。いわゆる「2,000万円問題」である。この2,000万円の根拠となったのが、2017年の総務省「家計調査(65歳以上の高齢者無職世帯)」で、1カ月の不足分が54,519円、この不足額を60歳から90歳までの30年間で計算(54,519円×12カ月×30年間)すると、約2,000万円の貯蓄が必要になるとの試算結果であった〔図表2〕*5。

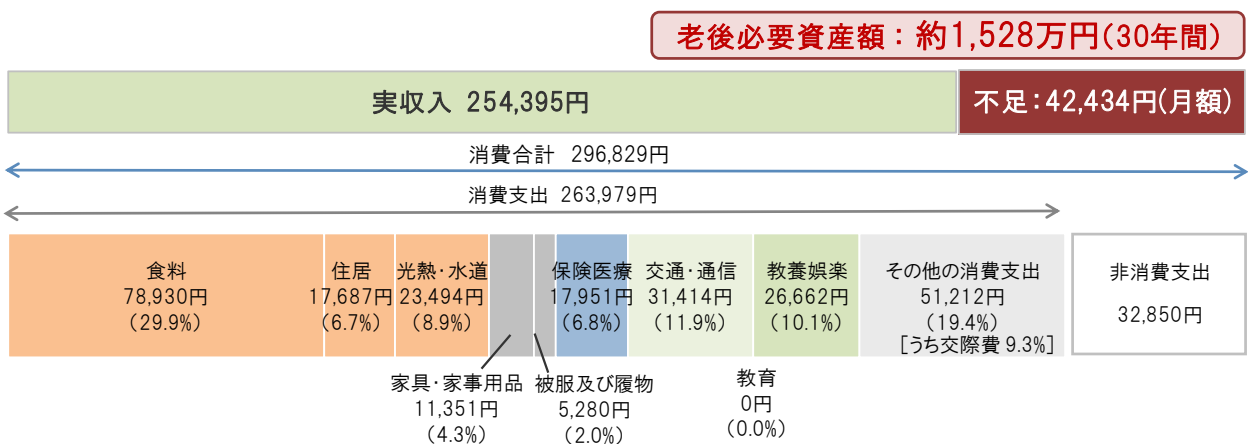
しかし、この不足額は、あくまで統計データ上の計算結果であり、計算基礎となる実収入と消費支出もデータ統計の平均値であり、この不足額は実収入と消費支出の結果により毎年変わることとなる。直近2025年の総務省「家計調査(65歳以上の高齢者無職世帯)」で計算し直すと、1カ月の不足分が42,434円で、30年間の不足分は1,528万円(42,434円×12カ月×30年間)となり、2017年約年の2,000万円と比較して減少している〔図表3〕*6。

[図表 2] 必要な老後資産(2019年)



出所:総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2017年家計の概要:総世帯及び単身世帯の家計収支」より筆者作成

[図表 3] 必要な老後資産(2025年)



出所:総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2025年家計の概要:総世帯及び単身世帯の家計収支」より筆者作成

さらに、実際の個人の不足額は、個人の就労状況や保有金融資産、生活様式により異なるため、一概に 2,000 万円が必要となるものではない。大切なことは、自分自身がどのような就労形態でいつまで働き、どのような生活を送りたいのかを具体的にイメージすることである。すなわち、自らの「ライフプラン」について考えることである。

その上で、将来必要となる資産額を計算し、若い頃から資産形成を長期で実施していくことが大切であり、そのための基礎知識として金融経済教育が必要となる。

1.2 平均寿命の延伸による高齢期の生活期間の長期化

日本人の平均寿命の推移をみると、1950年には男性 59.57 歳、女性 62.97 歳であったものが、厚生労働省「2024 年簡易生命表」では男性 81.09 歳、女性 87.13 歳まで延伸した(なお、2022 年は、一時

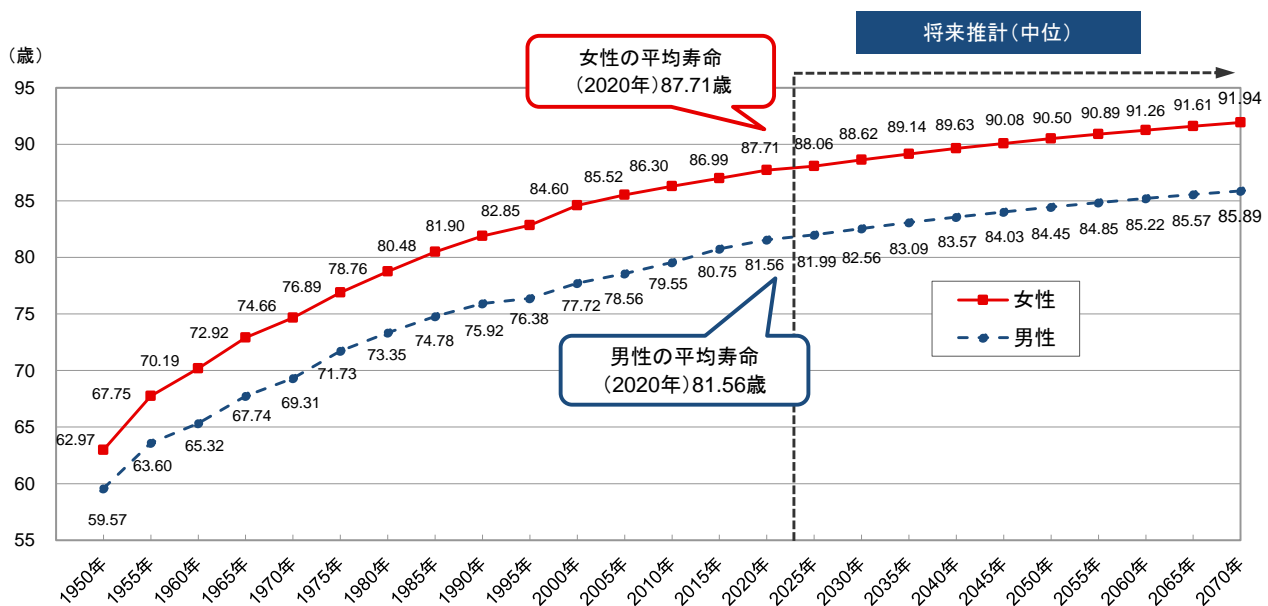
的に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、心疾患、老衰等の死亡率の変化が平均寿命を縮める方向に働いた)。

過去74年間で男性がプラス21.52歳、女性がプラス24.16歳、延伸してきた*7。国立社会保障・人口問題研究所「令和5年推計」*8を加えると、2070年には男性85.89歳、女性91.94歳まで延び、今後さらに男性はプラス4.80歳、女性はプラス4.81歳、寿命が延びていく見込みである[図表4]。

現在、就業者は65歳までの「雇用確保措置」(2006年4月及び2013年4月施行)*9により、本人が希望すれば65歳まで働き続けられる環境が整備されている。65歳に就業から引退した場合には、男性で約21年間、女性では約27年間の生活費が必要となる。

必要な生活費は個人により異なり、生活の質にもよるが、前述の総務省「家計調査2022年」での65歳以上の高齢者無職世帯の必要生活費(消費支出)は約23万円であり、これは公的年金(夫婦2人の標準世帯)で賄うことができる金額でもある。しかし、自分がやりたいことができる生活費の質(QOL: Quality Of Life)を維持し、ウェルビーイング(Well-being)を高めるためには、一定程度の「経済基盤の確保」が必要となる。

[図表4] 日本の平均寿命の推移(将来推計含む)について



出所: 1950年~2020年実績値は厚生労働省「令和6年簡易生命表の概況」、将来予測は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)資料表3-1」より弊社作成

1.3 金融経済教育の推進に関する政府施策

日本の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げ、個人の金融資産所得を増やしていくことで持続的な経済の好循環に繋げることが重要であるとして、資産形成支援に関連する施策を

国全体として計画的に推進すべく、政府は 2022 年 11 月 28 日に「資産所得倍増プラン」を公表した〔図表 5〕。

〔図表 5〕政府「資産所得倍増プラン」の概要

項目	基本的考え方
(1) NISAの改革 【第1の柱】	<ul style="list-style-type: none"> ・NISAの非課税期間の無期限化と、口座開設機関の恒久化 ・「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用を可能とする ・非課税限度額を1,800万円に拡大(うち成長投資枠は1,200万円) ・非課税枠の再利用を可能とする
(2) iDeCoの改革 【第2の柱】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就業機会確保の70歳までの努力義務化および働き方やライフスタイルが多様化し、老後に向けた資産形成の更なる環境整備が求められており、iDeCoの改革を実施 ①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げ(2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる) ②iDeCoの拠出限度額引上げと受給開始年齢上限の引上げについて、2024年公的年金財政検証に併せて結論を得る ③iDeCoの各種手続き簡素化及び迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る
(3) 中立的アドバイス提供 を促す仕組みの創設 【第3の柱】	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年中に新たに「金融経済教育推進機構(仮称)」を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備や中立的アドバイザーの認定、アドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う
(4) 企業における雇用者への資産形成の強化 【第4の柱】	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要であり、必要な支援の検討を行う ・雇用者の資産形成の強化は、従業員エンゲージメント向上に効果的であり「人的資本可視化指針」を活用し、資産形成支援の取組を情報開示するように企業に促す
(5) 金融経済教育の充実 【第5の柱】	<ul style="list-style-type: none"> ・資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携し、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定

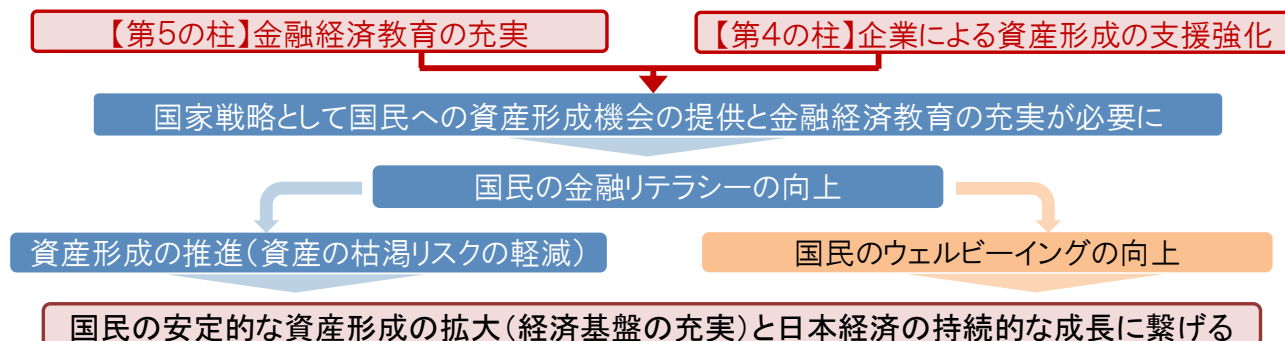
出所:内閣官房 新しい資本主義実現会議(第13回)「資産所得倍増プラン」(2022.11.28)及び金融庁 HP より筆者作成

家計の金融資産拡大が企業への成長投資となり、企業の成長により家計の金融資産所得が更に拡大するという「成長と資産所得の好循環」を生み出す施策である。

「資産所得倍増プラン」は 7 本の柱から成り、第 4 の柱では、「雇用者に対する資産形成の強化」の中で「企業による資産形成の支援強化」が明記され、人的資本の戦略上でも資産形成の支援の取組が重要であるとして、資産形成の強化は従業員エンゲージメント向上に効果的であり、資産形成支援を促すとしている。

また、第 5 の柱として「金融経済教育の充実」を明記し、資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して国全体として推進すべく国家戦略と位置付けた。金融経済教育の充実により国民の金融リテラシーを向上し、家計の金融資産を投資に繋げ、資産所得の増加を通して日本経済の好循環を図る目的である〔図表 6〕。

〔図表 6〕政府「資産所得倍増プラン」における金融経済教育推進の意義



出所:筆者作成

本稿は、高齢期における経済基盤を確保し、高齢期のウェルビーイング(Well-being)を高めることに繋がる「金融経済教育」について、わが国の現状の課題を探り、今後の在り方と施策について考察するものである。

まず、第2章では、わが国における金融経済教育の先行研究について触れ、金融経済教育の歴史と経緯を振り返る。そして、金融経済教育における現状と課題について、「学校教育における金融経済教育」、「企業における金融経済教育(投資教育および年金ライフプランセミナーを含む)」について概観し、現状の課題を洗い出す。また、1980年代から金融経済教育の推進と充実が図られ、個人の資産形成が拡大している米国の金融経済教育の実施状況に触れる。

第3章では、各種の調査結果から金融経済教育の効果と有効性について確認する

そして、第4章では、これまでの考察における日本の金融経済教育の課題に対して、さらなる金融経済教育を推進するための施策案と、今後の金融経済教育の在り方について論じていく。

2. わが国における金融経済教育の歴史と経緯

2.1 金融経済教育における先行研究

金融経済教育と金融リテラシーの関係について、「金融経済教育が金融リテラシーを向上させる効果を持つ」というのが、多くの先行研究の示すところである。

北野(2012)^{*10}は、社会経験は金融リテラシーの向上に繋がっておらず、FP技能士への関心の違いで正答率が異なることを示した。浅井(2017)^{*11}は、金融関係科目の履修をした学生の方が、金融知識が優位に高いことや、金融への関心が低い学生に対して、「インフレ・現在価値・分散投資等」に関するビデオを視聴させた結果、視聴前から視聴後に金融知識の変化がプラスに優位であることを示した。これは、金融に関心がない人に対しても、金融知識の学習機会を提供することで、金融知識の水準(金融リテラシー)が向上することを示している。

iDeCo 加入者の特徴について、佐々木(2020)^{*12} は、iDeCo 加入者は、「高い金融資産」「高学歴」「男性」「正社員」「企業年金加入者」であるとし、丸山(2021)^{*13} は、iDeCo 加入者は、「資金面で余裕がある人」「厚生年金被保険者」であるとしている。これらは、金融リテラシーが高い人が、iDeCo 等の資産形成手段を用いて自らの資産形成を実施した結果と考えられる。

また、大野・林田(2023)^{*14} は、企業型 DC について、金融経済教育にプラスの効果があるとした。これは、企業型 DC 事業主の加入者に対する投資教育の成果であると考えられる。このように、先行研究においては、「金融経済教育により金融リテラシーを高める効果がある」ことを示していると言えよう。

2.2 金融経済教育の歴史

金融庁は、2000年6月「金融審議会答申」において、「21世紀を支える金融の新しい枠組について」の中で、金融経済教育を国の重要施策として位置付けた。2005年6月、金融庁は「金融経済教育懇談会」設置(3月)し、「金融経済教育に関する論点整理」を公表。2012年11月、金融庁「金融経済教育研究会」を設置、金融経済教育のあり方について検討を行い、2013年4月に「金融経済教育研究会報告書」^{*15}を公表し、知識の習得に加え行動面を重視するとともに、最低限習得すべき金融リテラシーを明確化して、4分野、15項目を明示した。

そして、本報告書を基に2014年6月に、金融経済教育推進会議は「最低限身に付けるべき金融リテラシー」として、年齢層別に体系的(4分野、15項目)かつ具体的な内容をまとめた、「金融リテラシーマップ」を公表するに至った〔図表7〕(2015年6月改訂)。

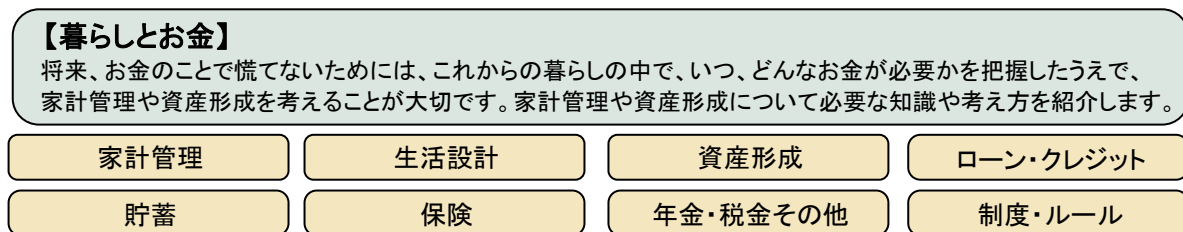
〔図表7〕金融リテラシーマップ(2015年6月改訂版)

【4分野】		【15項目】
(1) 家計管理	適切な収支管理	① 赤字解消・黒字確保の習慣化
(2) 生活設計		② ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金確保の必要性の理解
(3) 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	③ 契約に係る基本的な姿勢の習慣化
	金融分野共通	④ 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化
		⑤ インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解
	保険商品	⑥ 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解
		⑦ 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解
	ローン・クレジット	⑧ 自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
		⑨ カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解
	資産形成商品	⑩ 住宅ローンを組む際の留意点の理解 ア. 無理のない借入れ限度額の設定、返済計画を立てることの重要性 イ. 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性
⑪ 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化		
⑫ 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解		
(4) 外部の知見の適切な活用		⑬ 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解
		⑭ 資産形成における長期運用の効果の理解
		⑮ 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

出所:金融広報中央委員会「金融リテラシーマップ」より筆者作成

金融経済教育の推進に関しては、1952年に「貯蓄増強中央委員会」が設置され、「都道府県貯蓄推進委員会」が各地で発足した。2001年に、「貯蓄増強中央委員会」が「金融広報中央委員会」に名称変更され、各都道府県金融広報委員会、関係団体と連携し、金融経済教育を推進していくこととされた。2007年には、金融経済教育を国民に親しみやすく浸透させるため、金融広報中央委員会の愛称を「知るぽると」に変更した。さらに、2013年6月に、金融経済教育推進会議は、諸課題への取組推進を目的に金融広報中央委員会(知るぽると)を事務局として設置した。なお、2024年4月1日の金融経済教育推進機構(J-FLEC)設立に伴い、知るぽるとの機能(金融教育の普及・講師派遣・教材提供等)は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)に移管・統合された。

[図表 8]「知るぽると」における金融経済に関する情報提供



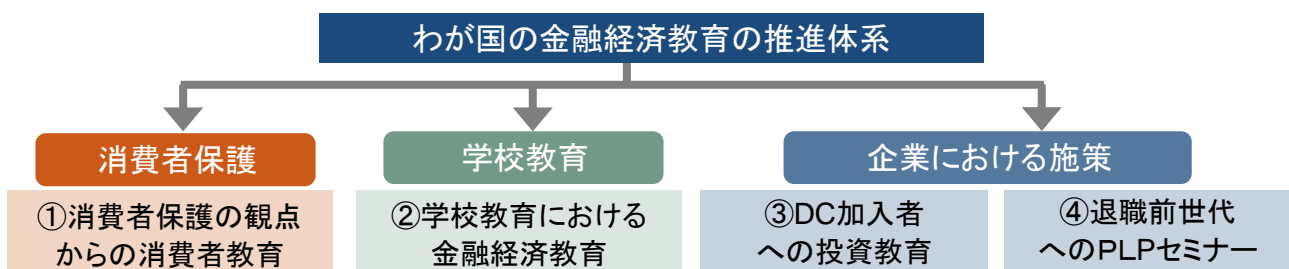
出所:金融広報中央委員会(知るぽると)HP「暮らしとお金」より筆者作成

この「知るぽると」では、国民の金融リテラシーの現状を調査するために、「家計の金融行動に関する世論調査」を毎年実施し、調査結果を公表している^{*16}。また、「知るぽると」HP^{*17}では、「暮らしとお金」と題して、「家計管理」「生活設計」「資産形成」「ローン・クレジット」「貯蓄」「保険」「年金と税金」「制度・ルール」などの金融経済に関する様々な情報提供[図表 8]を行っており、国民に対する金融経済教育を推進している。

2.3 消費者保護の観点からの消費者教育

日本の金融経済教育の歴史と体系について概観する。日本の金融経済教育の体系は、「①消費者保護の観点からの消費者教育」「②学校教育における金融経済教育(中学校・高等学校)」と企業における「③DC加入者への投資教育」「④退職前世代への年金ライフプランセミナー(Pension Life Plan)研修」の4つに分類されると考えられる[図表 9]。

[図表 9]金融経済教育における現状の体系



出所:筆者作成

日本における国民に対する金融経済教育は、当初、金銭に関係した消費者トラブルが増加し、消費者保護の観点から金融経済教育の必要性が位置付けられたものである。

戦後の高度経済成長に伴い、消費者問題が社会問題として顕在化したため、1963年の国民生活向上審議会「消費者保護に関する答申」において、一般消費者への消費者教育と学校教育における消費者教育の強化が提言^{*18}されたため、消費者保護に関する法律として「消費者保護基本法」が1968年5月に制定された。これは事業者を規制することで消費者を保護しようとするものであった。しかし、その後、消費者を取り巻く経済社会情勢が大きく変化し、様々な怪しい投資話などにより多額の消費者トラブルが発生するようになった。このような社会環境の変化に対応するため、2003年に国民生活審議会消費者政策部会答申「21世紀型消費者政策の在り方について」で、消費者政策を大きく転換させる必要があるとし、保護の客体としての消費者から、自立した主体としての消費者を目指すべきであると提言した。

そのため、2004年6月に消費者の権利の尊重と自立支援を消費者政策の柱とする「消費者基本法」に改められた。この法律では、消費者保護行政から消費者支援行政への転換のみならず、消費者保護の観点からは、消費者と事業者の情報格差を埋めるために消費者自身の知識の向上も求められると考え、消費者教育に関する規定の充実と、「消費者基本計画」の策定を国の責務とした。増加する金銭的な消費者トラブルを防止する観点から、消費者教育の重要性が認知されたものである。

さらに、2009年には、消費者庁関連三法の審議過程で、消費者安全法において消費者教育が国・地方公共団体の責務であることが規定された。また、この時の付帯決議においては、「消費者教育の充実」が規定された。その後、大学教育における消費者教育の推進を図るべきとの考えから、2010年に消費者基本計画が改正され、大学生と社会人に対する消費者教育の充実が必要であるとして「大学および社会教育における消費者教育の指針」が策定され、大学生および社会人に対する消費者教育が体系的に規定されることとなった〔図表10〕。

〔図表10〕大学等及び社会教育における消費者教育の指針(概要)

(1)消費者教育の目的	①消費者の権利の実現、消費生活の安定と向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得・活用し、能力を育む
	②消費者市民社会の形成者として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
	③日々の消費行動は、持続可能な社会を実現するための基本的な行為であることを認識し、新しいライフスタイルを主体的に選択し、創造できるようにする。
(2)消費者教育の目的を達成するための戦略	①生涯学習としての取組 ・幼児期から高齢期までの生涯にわたる消費者教育の必要性 ・消費者の特性(年齢・性別・障害の有無等)に応じた内容・方法による実施
	②学校、地域、家庭、職域その他の連携 ・多様な場における消費者教育に加え、相互の連携・協働による取組の充実が重要
	③持続可能な社会づくりへの視点

出所: 文部科学省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針(概要)」より筆者作成

また、消費者教育を充実するために、2012年「消費者教育推進法」(正式名称「消費者教育の推進に関する法律」)が施行された。これは、消費者教育に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにすることなどにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的としたものである。同法は、消費者教育の基本理念として、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること」及び「消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援すること」等が規定された。消費者教育の推進に関する基本方針を定めることを政府に義務付け、消費者教育推進に関する施策の策定を「国の責務」(第4条)と「地方公共団体の責務」(第5条)とした。また、本法では「学校における消費者教育の推進」(第11条)について、「幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(大学を除く学校基本法に規定する学校)の授業その他教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な措置を講じなければならない」と規定しており、「大学に等における消費者教育の推進」(第12条)として、「大学等において消費者教育が適正に行われるようにするため、大学等の消費生活における被害を防止するための啓発その他自主的な取組を行うよう促すものとする」と規定した^{*19}。

さらに、2020年7月にも、「消費者基本計画」が改正され、さらなる金融経済教育の推進が明示され、「消費者教育推進法」に基づき、自治体における取組みも強化されてきている。このように、わが国の金融経済教育は、消費者の自立支援の観点から国民に対する正しい金融知識の取得促進が必要であると認識されて実施されてきたものである。

2.4 学校教育の観点からの金融経済教育

日本の学校教育(高等学校以下)における金融経済教育については、日常生活とも密接に関係する金融経済について、学校教育の中で学ぶ必要性が認知され、2006年に教育基本法が全面改正され、生活との関連を重視した内容に変更された。

2007年には、金融広報中央委員会が「学校における金融教育推進のための懇談会」において、高校生までの「金融教育プログラム」(2007年、2015年3月改訂)をとりまとめた。2008年には、小・中学校の「学習指導要領」が改正され、金融経済教育の内容が充実されることとなった。小学校は2011年に施行され、中学校では2012年に施行された。2009年には、高等学校の「学習指導要領」も改正され、金融経済教育の内容がより充実されることとなった(2013年から順次施行)。

その後、「消費者教育の推進に関する法律(通称:消費者教育基本法)」が2012年に施行され、同法「第11条」に学校教育の機会の確保が規定されたことから、2021年に中学校の「新学習指導要領」への改定により、「金融経済」に関する学習が追加されることとなった(「社会」金融の仕組みと働き)[図表11]。

〔図表 11〕中学校・高校の「新学習指導要領」

(1) 中学校「社会科」	B 私たちと経済(1)市場の動きと経済 ・現代の生産や 金融などの仕組みや働きを理解 すること
(2) 高校	「公民」 第1 公共…金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に 金融を通じた経済課有働の活性化を理解 第3 政治・経済…市場経済の機能、持続可能な財政の在り方、 金融を通じた経済活動の活性化について考察
	「家庭科」 家庭基礎 C… 生涯を見通した経済管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度と関連付けて理解 家庭総合 C… 生涯を見通した経済管理や計画の重要性を、ライフステージごとの課題や社会保障制度と関連付けて理解

出所:金融庁「第20回金融審議会市場制度ワーキング・グループ」資料2より筆者作成

2022年4月には、高等学校の「新学習指導要領」により「資産形成」に関する学習が追加され、「公民科」において、金融経済を通じた経済活動等の内容が、「家庭科」において、経済管理と計画の重要性について追加された〔図表 12〕。

〔図表 12〕高等学校「新学習指導要領」

<p>第1 家庭基礎</p> <p>C 持続可能な消費生活・環境</p> <p>(1)生活における経済の計画</p> <p>ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること</p> <p>イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などと関連付けて考察すること</p> <p>(2)消費行動と意思決定</p> <p>ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。</p> <p>イ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること</p> <p>第2 家庭総合</p> <p>C 持続可能な消費生活・環境</p> <p>(1)生活における経済の計画</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア)家計の構造について理解するとともに生活における経済と社会との関わりについて理解を深めること。</p> <p>(イ)生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め、情報の収集・整理が適切にできること</p> <p>イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージごとの課題や社会保障制度などと関連付けて、考察し、工夫すること</p>
--

出所:文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)」より筆者作成

このように、学校教育においても、日常生活と密接に関係する金融経済教育の重要性が認知され、学校の授業として取り扱われるようになっていった。子どもの頃から金融経済の正しい知識を身に付けることにより、日常生活における消費者トラブルへの防止ともなる。

金融庁は HP で、高校生向けの新学習指導要領に対応した授業のための教材を掲載している(2022年3月)〔図表 13〕^{*20}。また、金融広報中央委員会も HP で、分野別かつ対象学校別の金融経済教育の実践事例集の掲載を行っている〔図表 14〕^{*21}。

また、成年年齢について、明治時代から約140年間、20歳と民法で定められていたが、2018年6月に「民法の一部を改正する法律」の成立により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これにより、父母の親権に服さずに自分の意志で各種の契約が可能となった。18歳で金融商品等の契約も、一人で契約締結が可能となり、若年齢層の消費者トラブルの被害拡大を防ぐため、小・中・高等学校等を通じて、正しい金融経済の知識を身につけ、正しい消費者行動ができるよう

にするための金融経済教育が一層重要となった。学校教育における金融経済教育の重要性が増していると考えられる。

[図表 13] 金融庁「高校向け金融経済教育指導教材」の概要

○はじめに
○第1章: 家計管理とライフプランニング
○第2章: 「使う」
○第3章: 「備える」
○第4章: 「貯める・増やす」(本編)、「貯める・増やす」(応用編)
○第5章: 「借りる」
○第6章: 「金融トラブル」
○第7章: まとめ

出所: 金融庁「高校向け金融経済教育指導教材の公表について」より筆者作成

[図表 14] 「知るぽると」における金融経済に関する情報提供

分野	1. 生活設計・家計管理に関する分野の実践事例	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
	2. 経済・金融の仕組みに関する分野の実践事例	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
	3. 消費生活に関する分野の実践事例	小学校、中学校、高等学校
	4. キャリア教育に関する分野の実践事例	小学校、中学校、高等学校
教化別の事例	(1) 国語科の実践事例	小学校
	(2) 社会科・公民科の実践事例	小学校、中学校、高等学校
	(3) 数学科の実践事例	中学校
	(4) 生活科の実践事例	小学校
	(5) 家庭科の実践事例	小学校、中学校、高等学校
	(6) 特別活動の実践事例	小学校、中学校
	(7) 総合的な学習の時間の実践事例	小学校、中学校、高等学校
	(8) その他の実践事例	幼稚園

出所: 金融広報中央委員会(知るぽると)「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」

2.5 DC 加入者に対する投資教育

DC 加入者に対する金融経済教育について概観する。2001 年に確定拠出年金(以下、DC)が新たな私的年金制度として創設された。DCは資産の運用指図を加入者自らがを行い、その運用リスクも加入者自らが負うこととなる制度である。

そのため、DC 法第 22 条「事業主の責務」において「事業主は、企業型年金加入者に対し、運用の指図に資するため資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない」と規定された。これは、DC を実施する事業主の責務として、DC 加入者に対して、DC 加入時とともに継続的に「投資教育」を実施すべきことが規定されているものである[図表 15]。

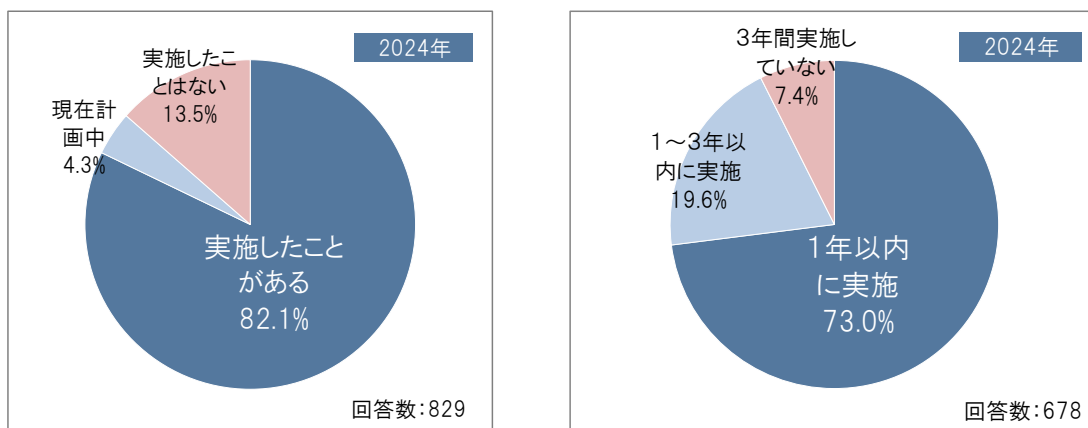
[図表 15] DC 投資教育の具体的な内容

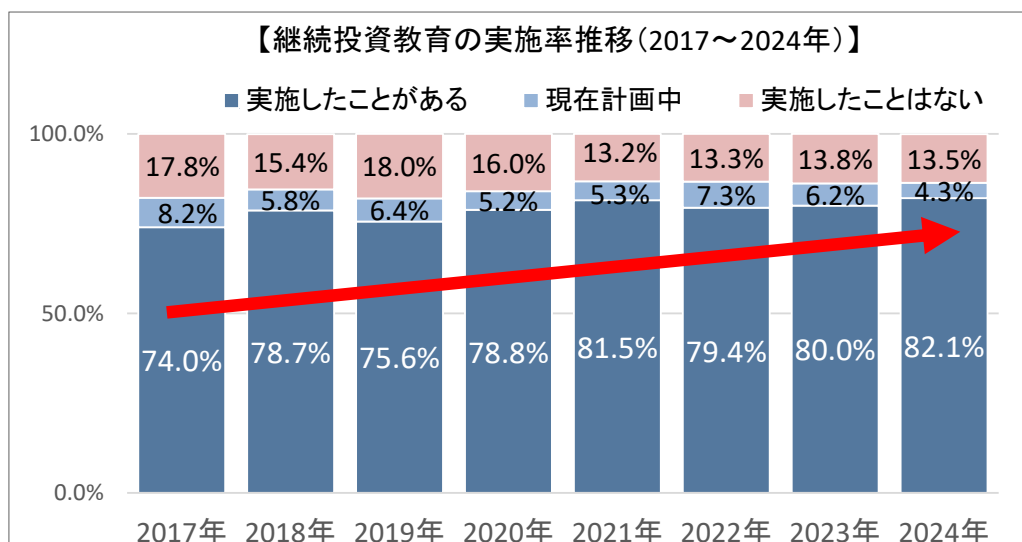
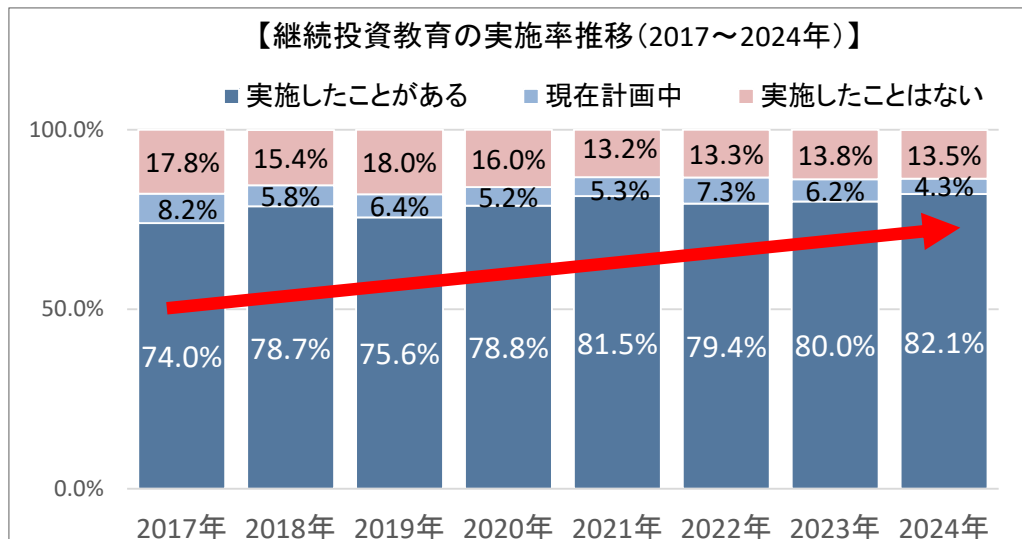
投資教育に関する事業主の責務 (DC法第22条他)	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者等(企業型DC加入者および企業型DC運用指図者)に対する資産運用に関する基礎的な資料提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない 事業主は加入時、加入後も個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、「継続的に「必要かつ適切」な投資教育を行わなければならない
① 加入時教育 (事業主の努力義務) (DC法令解釈通知第3.2)	<ul style="list-style-type: none"> 加入者に確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解させること 加入者が具体的な資産の配分を自らできるようにすること 加入者が運用による収益状況の把握ができるようにすること 事業主等は、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること
② 継続教育 (事業主の努力義務) (DC法令解釈通知第3.2)	<ul style="list-style-type: none"> 加入時に基本的な事項が習得できていない者に対する再教育 制度に対する関心が薄い者に対する関心の喚起
投資教育の具体的な内容 (DC法令解釈通知第3.3)	<p>(1) 確定拠出年金制度等の具体的な内容 ・日本の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度におけるDCの位置付け、DC制度の概要</p> <p>(2) 金融商品の仕組みと特徴 ・預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての説明</p> <p>(3) 資産の運用の基礎知識 ・資産運用の留意事項、リスクの種類・内容、リスク・リターンの関係、長期運用の考え方、分散投資の考え方等</p> <p>(4) 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p>

出所:厚生労働省「確定拠出年金制度について」(法令解釈通知)より筆者作成

さらに、加入者に周知すべき事項としては、DC 法令解釈通知「第3. 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項」の、「3(3)具体的な内容」の中に規定されている。投資教育の具体的な内容としては、大きく4項目で、(1)確定拠出年金制度等の具体的な内容、(2)金融商品の仕組みと特徴、(3)資産の運用の基礎知識、(4)確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計、が規定されている。

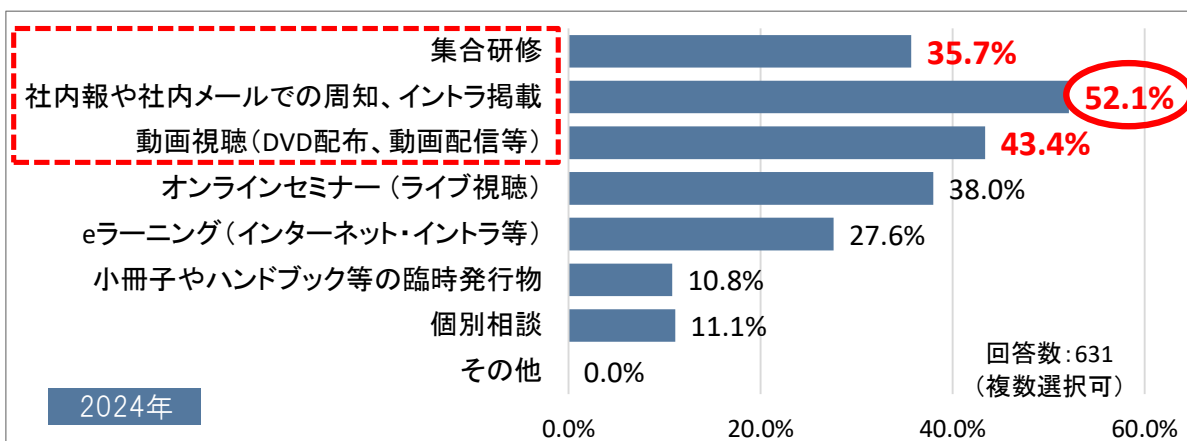
[図表 16] DC 投資教育の実施状況





出所:企業年金連合会「2017~2024年度 確定拠出年金実態調査結果(概要版)」より筆者作成

[図表 17]DC 投資教育の実施方法



出所:企業年金連合会「2024年度 確定拠出年金実態調査結果(概要版)」より筆者作成

加入者教育の重要性に鑑み、2016年のDC法改正において、加入時投資教育について、「事業主等は、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること」という新たな規定が追加され、継続投資教育についても「配慮義務」から「努力義務」に変更されている(2018年5月施行)。

DC投資教育の実施状況について、企業年金連合会「確定拠出年金実態調査結果(概要版)」によると、継続投資教育の実施率は、2024年は82.1%で、このうち、73.0%の企業が直近1年以内に実施していた。一方、3年間実施していない企業も7.4%あった。継続投資教育の実施推移を見ると、実施したことがある企業は2017年74.0%から2024年82.1%へプラス8.1%ポイント増加している〔図表16〕。

実施時期については、3年間実施していない先が過去約1割程度であったが、2024年は7.4%に低下した。毎年継続的に実施されていない先が一定程度存在しており、継続的に実施する環境整備が必要と考えられる。

DC投資教育の実施方法については、近年、「社内報や社内メールでの周知、イントラ掲載」の割合が増加傾向で52.1%を占める。次いで、「動画視聴」43.4%、「オンラインセミナー(ライブ視聴)」38.0%となっており、「集合研修」は35.7%と減少傾向にある〔図表17〕。

DC投資教育の実施状況は、約8割で実施されている状況であるが、本来であれば100%実施が望ましいはずであり、実施できていない理由の確認と対応策が必要と考えられる。また、DC投資教育の内容は「金融商品の仕組みと特徴、資産運用の基礎知識、から日本の年金制度や老後の生活設計」まで多岐にわたり、金融経済教育の観点からも有意義な内容となっている。

しかし、DC投資教育はDC加入者に対して実施されているものであり、国民全体で見た場合、DC加入者は、企業型DCが862万人、個人型DC(通称iDeCo)が363万人(2025年3月末)と増加傾向にあり、DC全体では1,225万人(重複加入者は考慮せず)となる。これは国民年金被保険者6,757万人(2025年3月末)の約18%にしか過ぎない。

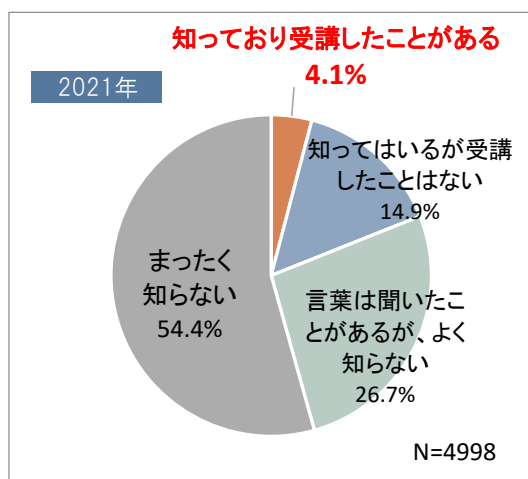
DC投資教育の内容はDC加入者以外についても有意義な内容であり、もしDC未導入企業や第1・3号被保険者に対しても、このような投資教育が実施できれば、日本の金融経済教育は格段に向上するものと考えられる。

2.6 PLP (Pension Life Plan) セミナー

PLPセミナーとは、「Pension Life Plan」研修、すなわち、年金生活における生活設計についての研修である。主に企業または年金基金が、退職直前世代の従業員および加入者に対して福利厚生施策のひとつとして、公的年金制度と企業年金および社会保険制度の基礎的な知識、退職後の年金生活期間における長期家計プランの作成、資産運用の基礎知識などについての説明を実施している。また、金融機関による年金受給口座の獲得のための年金受給者向けの年金セミナー等も、PLPセミナーに含まれると考えられる。

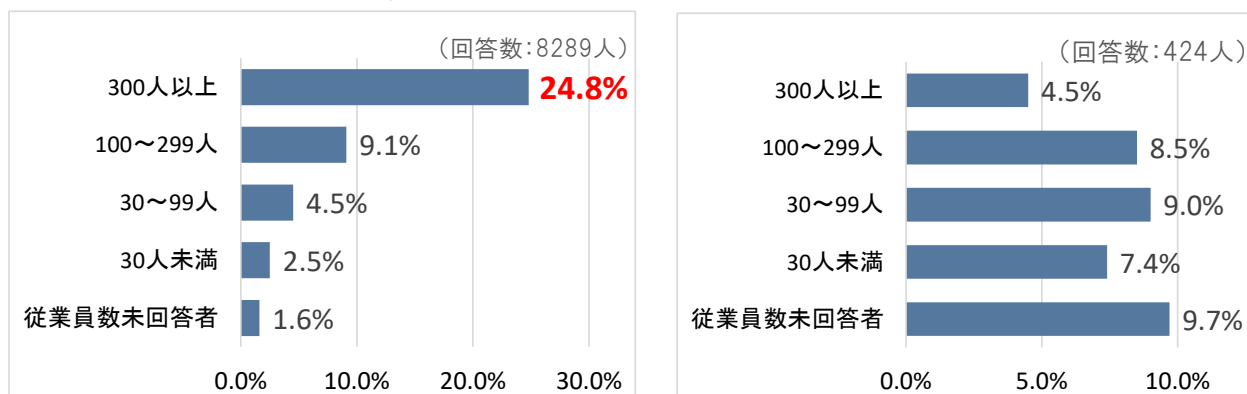
していく。そして、最後には必ず「作成した長期家計プランを定期的に見直す必要性」を話すようにしている。受講者からは、「PLP セミナーをもっと若い年齢で受けたかった」と言われることが多く、受講して初めて、将来の生活設計の大切さを認識するようである。

〔図表 19〕PLP セミナーの実施状況



出所:公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「第7回 サラリーマンの生活と生きがいに関する調査」(2022)より筆者作成

〔図表 20〕PLP セミナーの現状(右:実施有無、左:参加有無)

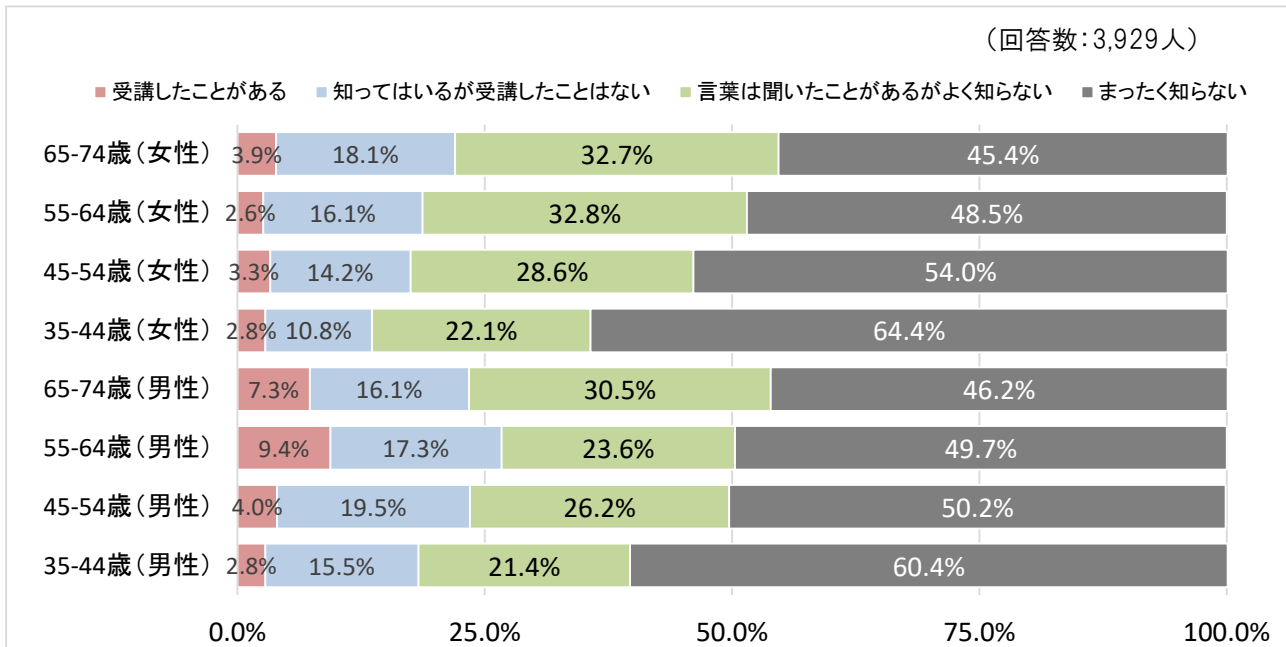


出所:独立行政法人労働政策研究・研修機構「企業における福利厚生施策の実態に関する調査」(2020.7)より筆者作成

PLP セミナーについて、実施状況の統計データを見てみると、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「第7回 サラリーマンの生活と生きがいに関する調査」(2022)では、PLP セミナーを受講したことがある人は、わずか4.1%、知っている人は14.9%に留まっている〔図表 19〕。

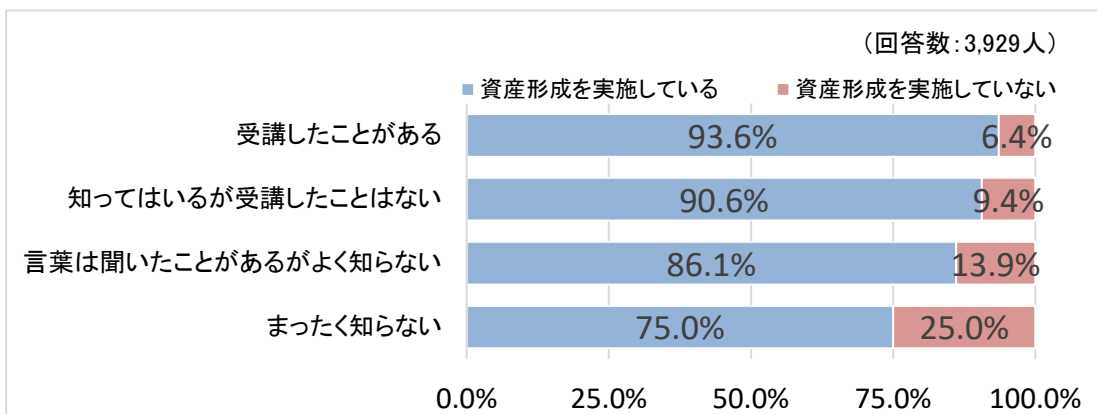
また、独立行政法人労働政策研究・研修機構「企業における福利厚生施策の実態調査」(2020年7月)においても、PLP セミナーの実施率は5.1%であった。PLP セミナーの実施有無は、従業員規模が大きい企業ほど実施率が高く、従業員300人以上では約2割の企業で実施していた。なお、実際のPLP セミナーへの参加率については、従業員規模で大きな差がないことが示されており〔図表 20〕、従業員規模に関わらず、PLP セミナーの実施が増えれば、受講者は増えるものと考えられる。

[図表 21] PLP セミナーの認知度



出所: 平河茉莉絵・山本進「第7回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査: 調査結果の概要及び男女別・年齢階層別比較」(公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構) WEB Journal 年金研究 No.19 より筆者作成

[図表 22] PLP セミナーと資産形成の関係性



出所: 菅谷和宏「サラリーマンの生活と生きがい(資産形成と生きがいの関係): 第7回 サラリーマンの生活と生きがいに関する調査」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構(2022)より筆者作成

次に、PLP セミナーの効果について確認する。「PLP セミナーの認知度と資産形成との関係性」について「第7回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査: 調査結果の概要及び男女別・年齢階層別比較」(公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構)^{*22}によると、PLP セミナーの認知度は若年齢層ほど低く、受講したことがある人の割合は 35～44 歳で男女共に 2.8%、45～54 歳で男性 4.0%、女性 3.3%、55～64 歳男性が 9.4%と最も多く、同女性は 2.6%に留まっている〔図表 21〕。

これは、PLP セミナーが主に退職直前世代(50 歳代)を中心に実施されていることが理由と思われる。なお、退職直前世代である 55～64 歳において、女性の割合が低いのは正社員ではない女性就業者

が多いためではないかと推測される。一般的に PLP セミナーの対象者は正社員を対象としているもの
と考える。

しかし、PLP セミナーの内容は退職直前世代のみならず若年齢層や非正規社員に対しても有意義
な内容であり、特に若い頃から自らの生活設計を考える習慣こそが重要と考える。このような PLP セミ
ナーがもっと多くの国民が受講でき、自分の生活設計の重要性を認識する機会(きっかけ)を作ること
が必要ではないであろうか。

次に、「PLP セミナーと資産形成との関係性」についての調査結果(菅谷,2022)^{*23}によると、PLP セミ
ナーを「受講したことがある」人は、資産形成をしている割合が 93.6%と最も高い一方、「まったく知らない」人では 75.0%に留まる。これは、「ライフプランセミナーの受講」と「資産形成」との間には一定の相
関があると言えよう。PLP セミナーにより金融リテラシーの高まりと資産形成行動が促進されたものと考
えられ、PLP セミナーの有効性が示されたものと考えられる〔図表 22〕。

PLP セミナーを受講することで資産形成が推進されるのか、資産形成に関心が高い人が PLP セミナ
ーを受講するのかといった因果関係については不明であるが、どちらの方向の因果関係であったとし
ても、PLP セミナーというものによって資産形成が推進されることになるため、あらためて資産形成に関
して「PLP セミナーの大切さが示された」と言うことができよう。

このことから、PLP セミナーの重要性が認識でき、あらためて PLP セミナーの実施について、国民
全体が PLP セミナーの存在を広く認識し、誰でもが PLP セミナーを受講できる環境整備が必要と考
える。

2.7 米国における金融経済教育の現状

401k や IRA 等、個人の資産形成が進んでいる米国における金融経済教育について概観する。中
江(2012)は、米国における金融経済教育の歴史を次のように解説している^{*24}。

米国では、1980年代の預金金利自由化等の金融規制緩和の進展に合わせて、金融経済教育への
積極的な取り組みが行われていた。1994年に制定された「米国教育法(Educate America Act)」では、
金融教育を含んだ経済科目が挙げられた。

2003年に金融リテラシー向上を目的に「金融リテラシー教育改善法」が制定され、同法に基づき財
務省を中心とした連邦政府機関の横断的組織として20省庁で構成された「金融リテラシー教育委員
会」(Financial Literacy Education Commission、以下 FLEC)が設置され、基本使命が規定された〔図表
23〕。

2006年には、FLECが「金融リテラシー向上のための国家戦略」を発表し、金融教育に関する課題
や解決策、推進案などを提示した。これにより、政府機関及び NPO、民間会社による様々な段階に応
じた投資教育の仕組みが構築されていく。

2010年に、国民の金融能力向上を目的に、金融能力に関する大統領諮問委員会(The President's Advisory Council on Financial Capability、以下 PACFC)が設置され、基本施策が示された[図表 24]。この主要施策のひとつに、学校での金融経済教育を位置付けている。

[図表 23] 米国金融リテラシー教育委員会(FLEC)の基本使命

No	FLECの基本使命
1	政府及び門感部門の金融リテラシー向上の取り組みを促進
2	連邦政府による金融教育を調整
3	金融教育を推進するための国家戦略を策定
4	連邦政府の金融リテラシー及び教育プログラムの策定
5	金融リテラシー及び教育機関に関する情報について無料で利用できるホットラインの確立

出所: 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)p4より筆者作成

[図表 24] 米国大統領諮問委員会(PACFC)の主要施策

No	大統領諮問委員会(PACFC)の主要施策
1	金融教育は学校において正しく位置付けられなければならない
2	我々は、強固で国際的な競争力を有する経済に必要な金融能力の備わった労働力と退職者社会を築かなければならない
3	国民は個人金融の主要コンセプトを家族や地域社旗の中でも学ばなければならない

出所: 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)p6より筆者作成

[図表 25] 米国金融リテラシーに関する国家戦略 2011 の概要

項目	内容
ビジョン	個人と家族の持続的な金融健全性
ミッション	個人と家族が金融に関する判断ができるよう、政策・教育・実践・調査等において戦略的方向を定める
ゴール	○効果的な金融教育の認知とアクセス 個人と家族が金融リテラシーの重要性を認識し、金融教育の利用が可能であること
	○金融能力(Core Financial Competencies)の活用 個人と家族が様々なライフステージやライフイベントにおいて、情報に基づく適切な判断を行うための金融知識とスキルを定め、これらの能力に沿った教材やプログラムの活用
	○金融のインフラ改善 金融リテラシー及び教育実践者が提供するコンテンツ等について提供方法のガイドラインを策定し、情報の共有機会を促進
	○効果的な事例の確認と改善の共有 効果的なプログラム手法を見出すための調査を支援し、個人等に対して効果が検証されたプログラム手法を実施し、改善を促進

出所: 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)p5より筆者作成

PACFC では、上記主要施策を実施するために、分野別に 4 つの小委員会が設置されている。この中の若年層小委員会では、学生の金融経済能力を向上させるため、学校教育において年齢層ごとに身に付けるべき事項をまとめた金融教育の工程表「Money Milestone」を公表した。これは 3 歳～18 歳までに学ぶべきことを年齢層 5 段階で 20 項目をまとめたものである。2011 年には、FLEC が「金融リテ

ラシーに関する国家戦略 2011 (National Strategy for Financial Literacy 2011)」を策定(4つの目標を設定)し公表した[図表 25]。

小学校～高校卒業までの学校教育において、個人金融教育(パーソナル・ファイナンス)の授業では、①ライフプランニング、②金融商品の選択、③資産運用等の内容があり、学校卒業後の社会生活に必要な金融教育が実施されている。

なお、米国の学習基準は各州政府の権限によるものであり、日本の学習指導要領のように全米で統一された学習基準はなく、各州政府の裁量に委ねられて学習基準が作成されている。例えば、ニューヨーク州では[図表 26]のような学習基準が作成されており、小学校から社会科の中の経済科目に組み込まれている。

[図表 26] 米国ニューヨーク州の高校レベルの金融経済教育の学習基準

項目	内容
お金	①お金の定義、②お金の特徴と機能、③お金とみらい(キャッシュレス社会)
金融	①金融の定義、②個人金融の目標と戦略、③ビジネスと行政における金融の役割
金融市場	①手段(株式・借入)、②市場(種類・役割等)、③銀行(種類・ビジネス等)、④保険(種類・目的等) ⑤金融サービス業の規制(証券取引委員会、連邦準備制度、州銀行及び保険監督庁等)
利子とコスト	①金利、②金利の計算、③短期金利と長期金利、④金利変動の影響、⑤複利計算、⑥長短金利差
信用	①信用形態(ローン、クレジットカード、国債、商業手形等)、②信用の利益とコスト、 ③信用と消費者(個人信用情報と格付等)、④短期と長期の信用、⑤無担保信用

出所: 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)」p13 を基に筆者作成

米国における金融経済教育の実施主体は、非営利団体等が金融教育を担うケースが多く、例えば、非営利団体の「ジャンプスタート個人金融連盟 (Jump \$tart Coalition for Personal Finance)」では、主に幼稚園から高校卒業までを対象とした金融経済教育を行っており、①金融に関する責任と判断、②収入と職業、③お金の管理と計画、④信用と負債、⑤リスク管理と保険、⑥貯蓄と投資、の6分野で構成されている^{*25}。

米国証券監督機関である証券取引委員会 (Securities and Exchange Commissions) では、国民の金融経済教育を推進するため、投資教育専門ウェブサイト「Investor.gov」を立ち上げ、投資の初心者や高齢者を含む幅広い層の金融リテラシーを高めるための投資教育と投資家保護のための各種情報を発信している^{*26}。

浦田(2023)は、米国金融経済教育の現状を以下の通り述べている。「2015年以降、フィナンシャル・ウェルビーイングの概念が米国で生まれ、それまでは「401kプランを利用して若い頃から貯蓄をしよう」という資産形成を主眼とした金融経済教育が主流であったが、若者は学費(ローン)の返済で手一杯であり、老後資産形成については関心が低かった。そのため、まずは収入の範囲に支出を抑えるという「Budget(家計管理)」を基礎として、これに「Debt(負債)」「Saving(資産形成)」、そして「Protection(万一の備え)」までを関連付けて説明するようにしている」[図表 27]^{*27}。

〔図表 27〕米国における金融経済教育の現状



出所: 浦田春河「MUFG資産形成研究所 第5回シンポジウムパネルディスカッション説明資料」(2023.7.19)

このように、米国においては、1980年代から積極的に国民に対する金融経済教育が進められており、幼児期から学校等における年齢階層に応じた充実したカリキュラムが様々提供されており、その内容はわが国の金融経済教育への示唆に繋がるものと考えられる。

3. 金融経済教育の有効性

3.1 金融経済教育と金融リテラシーの関係性

既に先行研究において、「金融経済教育により金融リテラシーを高める効果がある」ことが示されているが、第3章では、あらためて金融経済教育の有効性について考察する。

金融広報中央委員会「金融リテラシー調査 2022年の結果」(2022年7月5日)およびMUFG資産形成研究所の調査結果(2020-2021年)について概観する。

金融広報中央委員会「金融リテラシー調査 2022年の結果」(2022年7月5日)について、金融知識と行動特性の関係性について見ると、高リテラシー(第5階層)ほど、「緊急時に備えた資金の確保をしている人の割合」が高く、低リテラシー(第1階層)ほど、「老後の生活費の資金計画がない人の割合」が高く、「損失回避傾向が強い人の割合」と「横並び行動のバイアスが強い人の割合」が高い傾向が示されている〔図表 28〕。

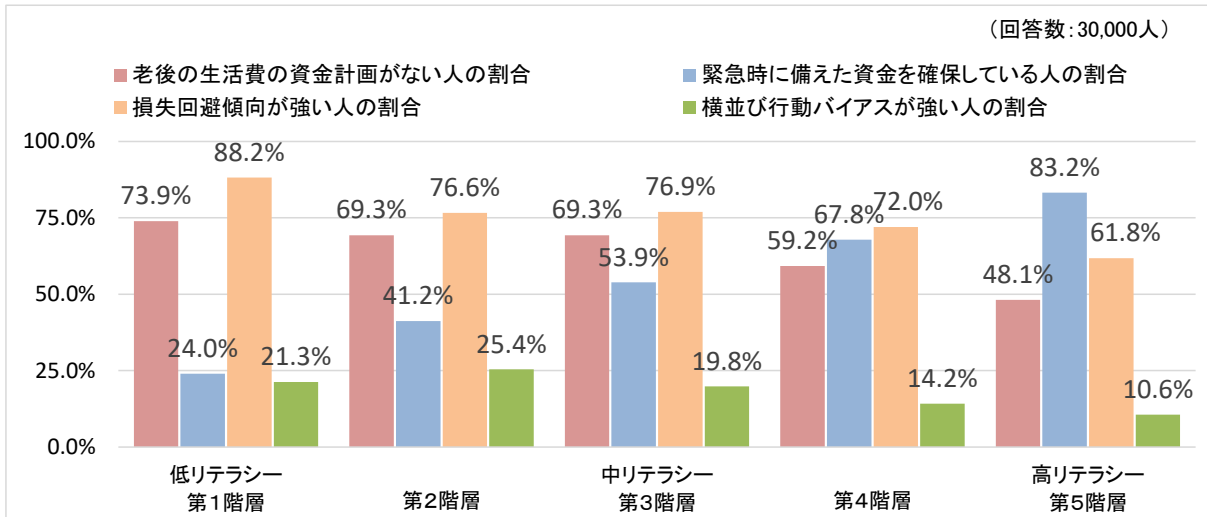
金融リテラシーの向上により、将来の生活資金と緊急時の資金形成が進められていると考えられる。また、高リテラシー層では、資産形成のために一定のリスクを取ることも必要であることが認識されている結果と考えられる。また、自分に合わせた資産形成の選択が自らできる知識を有しているものと推測される。

次に、MUFG資産形成研究所「従業員エンゲージメントと金融リテラシーの関係性について」(2020年11月)から、「金融経済教育と金融リテラシーの関係性」を見てみる。

当調査では、金融経済に関する設問の回答結果の正解率から、金融リテラシーを「高リテラシー層」「中リテラシー層」「低リテラシー層」の3つのセクターに分け、「金融経済教育を重要視しているかどうか」を聞いたところ、高リテラシー層ほど、金融経済教育の提供機会を重要視している結果であった。

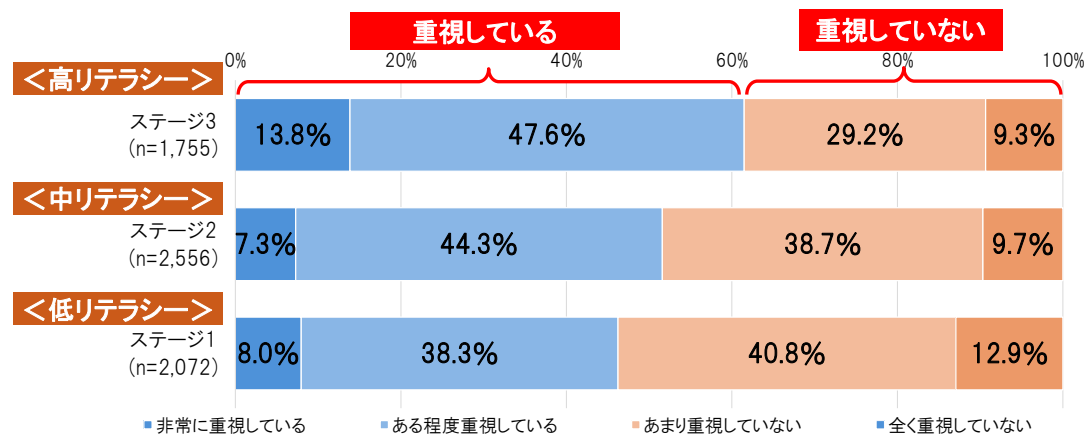
[図表 29]。これは、高リテラシー層では、金融経済教育により自らの金融リテラシーが向上し、自身にプラスになることを認識できており、金融経済教育の重要性が正しく認識されている結果と考えられる。

[図表 28] 金融知識と行動特性の関係性



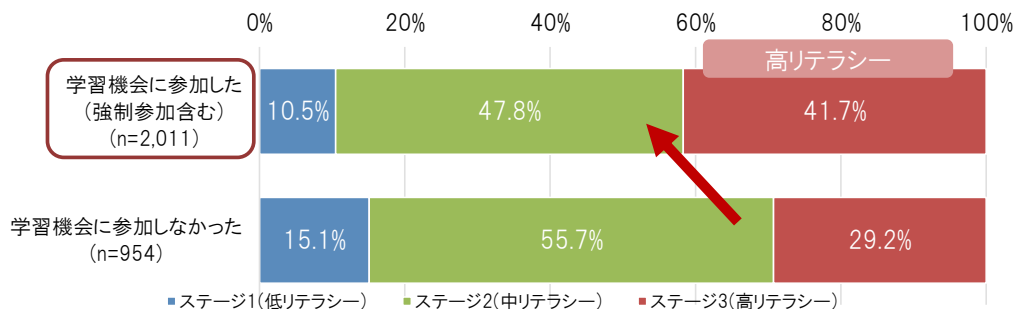
出所: 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査 2022 年の結果」(2022 年 7 月 5 日)

[図表 29] 金融経済教育の提供と金融リテラシーの関係性



出所: MUFG資産形成研究所「従業員エンゲージメントと金融リテラシーの関係性について」(2020.11)より筆者作成

[図表 30] 資産形成に関する学習機会への参加と金融リテラシーの関係性



出所: MUFG資産形成研究所「資産形成に関する学習機会の提供が従業員エンゲージメントに与える影響」(2021.10)
より筆者作成

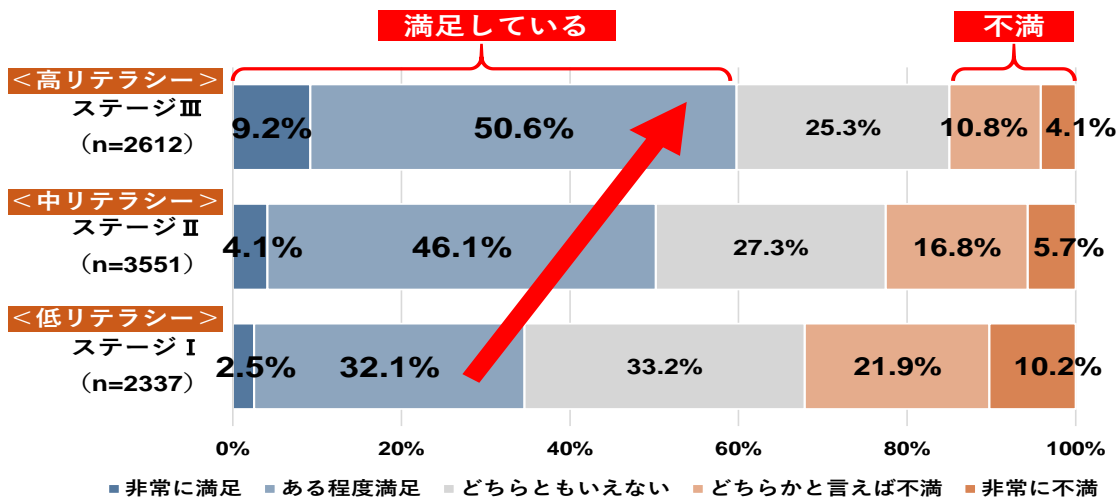
次に、「資産形成に関する学習機会への参加と金融リテラシーの関係性」についてみると、高リテラシー層ほど、学習機会に参加した割合が高い結果が示された〔図表 30〕。

これは、前述の調査結果と同様に、高リテラシー層では、金融経済教育により自らの金融リテラシーが向上し、自身にプラスになる金融経済教育の重要性が正しく認識できており、自ら進んでその学習機会に積極的に参加している結果と考えられる。

3.2 金融経済教育とフィナンシャル・ウェルビーイングの関係性

次に、金融経済教育とウェルビーイングの関係性について考察する。MUFG 資産形成研究所「1 万人アンケート(フィナンシャル・ウェルビーイング)」(2023 年)を用いて、「金融経済教育とフィナンシャル・ウェルビーイングの関係性」について見てみる。これによると、高リテラシー層ほど、フィナンシャル・ウェルビーイングの満足度が高い結果が示されている〔図表 31〕。これは、高リテラシー層ほど、金融経済に関する高い知識を利用して、資産形成を実施することで、自らのフィナンシャル・ウェルビーイングの満足度を高めている結果と考えられる。

〔図表 31〕金融リテラシーとフィナンシャル・ウェルビーイングの関係性



出所: MUFG資産形成研究所「1 万人アンケート(フィナンシャル・ウェルビーイング)」(2023 年)より筆者作成

このように、先行研究でも示されていたように、「金融経済教育の提供を通して、金融リテラシーを向上させる」ことが可能となる。さらに、金融リテラシーが高いほど、金融経済教育の必要性を理解し、その金融経済教育の学習機会を積極的に活用することにより、さらなる金融リテラシーを向上させるという好循環を自ら作り出し、高い金融リテラシーを通して、資産形成を進めることにより、自らのフィナンシャル・ウェルビーイングを向上させることにも繋げることができるものと考えられる。金融経済教育の有効性があらためて示された結果と言えよう。国民のフィナンシャル・ウェルビーイングを高めるためにも、金融経済教育の提供と充実が大事である。

4. 金融経済教育を推進するための対応策

4.1 学校教育における金融経済教育の向上策

第4章では、金融リテラシーを高める効果があるとされる金融経済教育のさらなる充実策について考察する。前述したように、成年年齢が18歳に引き下げられた現在、成年年齢に至るまでの間である「小・中・高等学校」における金融経済教育・消費者教育の重要性が増しているものと考えられる。小・中学校の頃から正しい金融経済の知識を身に付けることにより、自ら様々な金融契約が可能となる成年年齢に達しても、金融トラブルや消費者トラブルに合わないような適正な判断を醸成できることと思われる。

すでに、中学校・高等学校の学習指導要領が出来ており、これに沿って内容の濃い授業を実施することが何より大事であると考ええる。

また、20歳からは国民年金被保険者となるため、その年齢層に対する社会保険や社会保障に関する知識の習得も必要となる。そのためには、大学での教育課程の充実と整備が必要と考えられ、例えば、大学生1～2年の教養課程において、社会保険・社会保障制度を含めた「金融経済教育の授業の義務化」などが考えられる。

なお、これら金融経済教育の講義には専門性が求められることから、小・中・高等学校・大学の授業において、民間金融機関等を含む外部有識者の支援と派遣等も必要と考えられる。これについては、資産所得倍増プランの第5の柱で示された、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、2024年4月1日に「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」が設立され、民間金融機関を含めた国民への金融経済教育の推進が図られており、この効果に期待したい。

4.2 企業における金融経済教育の向上策(DC投資教育の対象の拡大)

前述したように、DC実施企業においても、投資教育を十分に実施できていない企業が見受けられ、これら企業に対する投資教育実施の支援が必要となる。これについては、運営管理機関や金融機関等が積極的にDC実施事業主に対して働きかけることが求められ、必要に応じて、現在の「努力義務」から「義務化」への法改正も必要かもしれない。

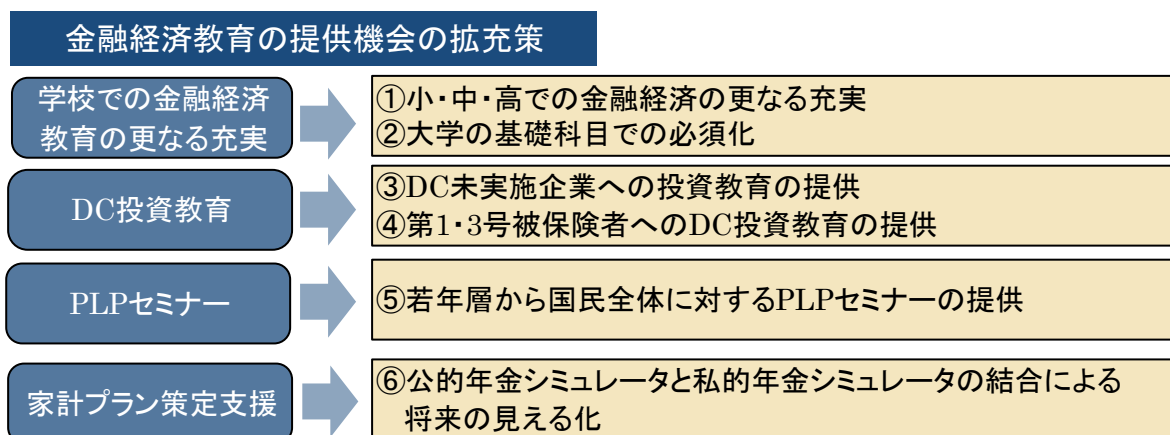
なお、DC投資教育で規定されている内容は、金融経済教育の観点からみて非常に有意義な内容となっている。そのため、DC未導入企業や第1・3号被保険者に対しても、投資教育の機会を提供できるような仕組みの整備が必要ではないであろうか。DC未導入企業に対しては、金融機関等を含む外部機関による投資教育の実施サポート等が考えられる。また、第1・3号被保険者に対しては、地方自治体が主体となり金融機関等がサポートして、投資教育セミナーを実施することなどが考えられる。また、前述の「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」による、DC未導入企業や第1・3号被保険者に対する投資教育セミナーの支援体制の整備が必要と考えられる。

4.3 PLP による金融経済教育の向上策

現状では PLP セミナーの実施割合が低いことから、PLP セミナーの受講機会を拡大することが必要となる。現状、企業および年金基金が主体となって従業員及び加入者向けに、退職直前層を対象に実施されているが、企業勤務者に限らず対象者を若年齢層や企業勤務者以外の者まで含めて、国民全体に対して PLP セミナーを広く提供していくことが必要と考える。PLP セミナーの有効性については前述した通りであり、誰でもが受講できる環境整備が必要である。

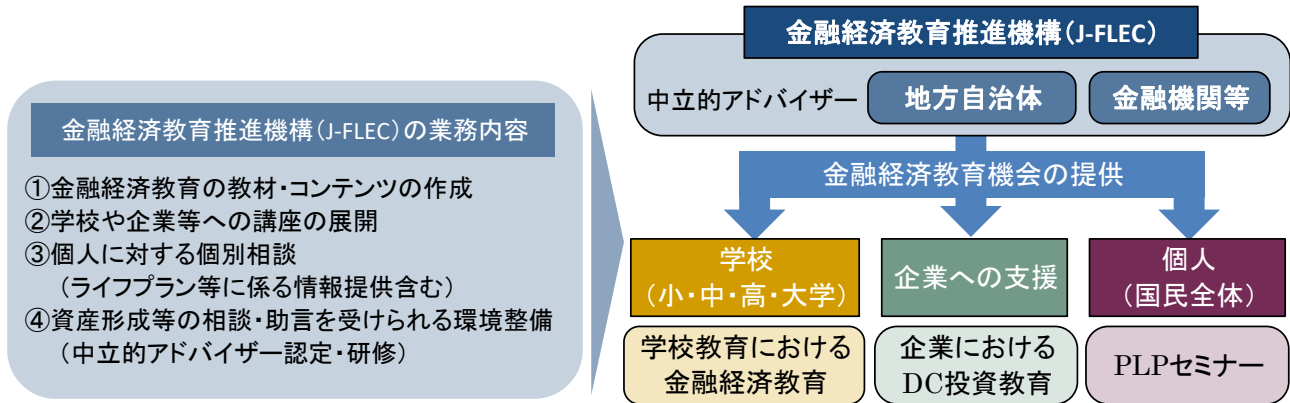
具体的には、金融機関等を含む外部機関による PLP セミナーの実施や、地方自治体が主体となり金融機関等がサポートして、PLP セミナーを実施することなどが考えられる。なお、これについても「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」による国民全体に対する PLP セミナーの支援体制の整備が望まれる。さらに、資産所得倍増プランの第3の柱で示された「消費者に対して中立的なアドバイザーの整備」が掲げられており、この中で、新たに「PLP セミナーの講師認定制度」などを新設することによる、PLP セミナー実施体制の整備を推進することが考えられるのではないだろうか。資産所得倍増プラン(第3の柱)の中では、「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」による「中立アドバイザーの認定」が明示されており、PLP セミナー講師認定などを含めることも期待される。

[図表 32] 金融経済教育の更なる推進策(私案)



出所:筆者作成

[図表 33] 金融経済教育推進機構 (J-FLEC) を利用したサポート体制 (私案)



出所: 内閣府「資産所得倍増プランと資産形成支援に関する取組み」を基に筆者作成

また、PLP セミナーの内容については、各年齢階層に応じた内容に整備・充実していく必要がある。各年齢階層に応じて必要な社会保険の基礎知識 (年金・医療・介護等) や資産形成の基礎 (投資の基礎知識・金融商品の種類等) などを体系的に整備していく必要がある。また、若い頃から生活設計を考えるきっかけを作り、自らの生活設計を定期定期に見直し習慣付けが可能となるよう、定期的な受講機会の提供も必要である。

自らの将来の生活設計を作成するためには、年金等の支出が把握できる「公的年金シミュレーター」の活用が考えられるが、私的年金 (企業年金、個人年金) のシミュレーターも必要であり、金融機関においては、公的年金と私的年金が合わせて将来の年金受給額が見られるシミュレーター機能の提供が求められる。

これらの施策をまとめると、[図表 32] のように示され、金融経済教育の対象者の拡大と充実が必要と考えられ、「金融経済教育推進機構 (J-FLEC)」を中心に、民間金融機関や関係機関等による国民全体への金融経済教育の更なる充実が求められよう [図表 33]。

4.4 国民に対する金融経済教育の在り方

これまで、国民に対する金融経済教育の現状と課題、そして課題に対する具体的な施策案を述べてきた。これらをまとめると [図表 34] のように体系化できる。

小・中・高校・大学から社会人に至るまで、各年齢層に応じたカリキュラムを切れ目なくかつ体系的に金融経済教育の体制を構築していくことが必要となる。そして、誰でもが自ら主体的に金融経済教育を受けられる環境の整備も必要となる。国民に広く金融経済教育を実施していくためには、誰でもが就業状況等に関係なく金融経済教育を受けられる仕組み作りが必要である。これにより、国民の金融リテラシーが向上し、国民のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上にも繋がり、超高齢化社会を迎えるわが国にとって、持続可能な社会に繋がるものと考えられる。

[図表 34] 金融経済教育の体系(私案)

		小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
		社会で生きていく力の素地の形成時期	将来の自立に向けた基本力の育成時期	社会人として自立の基礎能力養成時期	社会人として自立する能力の確立時期	生活面・経済面で自立する時期	社会人として自立し、責任を担う時期	年金と金融資産等で生活費を賄う時期
		学習指導要領			「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」			
(1)家計管理	適切な収支管理	小・中・高等学校の授業における金融経済教育の充実			大学の教養課程での金融経済教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DC投資教育の充実 ・DC未実施企業への投資教育提供 ・PLPセミナーの若年齢層への拡大 ・PLPセミナーの受講機会の提供 ・金融機関等外部機関のサポート 		
(2)生活設計								
(3)金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養							
	金融分野共通							
	保険商品							
	ローン・クレジット							
	資産形成商品							
(4)外部の知見の適切な活用								

出所:筆者作成

5. おわりに

今後、わが国の平均寿命はさらに延伸し、いよいよ人生 100 時代の到来を迎えることとなる。高齢期の生活期間が長期化することにより必要な生活資金も増加し、資産の枯渇リスクを防ぐための経済基盤の充実が求められる。退職後も生きがいを持って生活するには、経済基盤を確保する必要があり、資産形成の重要性はますます重要なものとなっている。

高齢社会において生活の質(QOL)の維持するためには、しっかりとした経済基盤を構築しておくことが必要であり、若い頃から金融経済の知識を身に付けることが必要である。全ての国民が広く、そして生涯にわたって切れ目なく金融経済教育を受けられる機会と環境を整備し、金融リテラシーを向上させることで、国民のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上にも繋がるものである。

今後の少子高齢化を見据えて、既に今から 10 年以上も前の 2013 年に「社会保障制度改革国民会議報告書」が取りまとめられ、「日本の社会保障制度は『自助』を基本とした、『21 世紀モデル』への転換」が図られている。公助・共助に頼ることなく、自らの将来の生活設計を自ら考え、将来に向けた生活設計を考える習慣を身に付けることが求められる時代となっている。金融経済教育の充実、国民のフィナンシャル・ウェルビーイングを高め、超高齢化社会における持続的成長にも繋がるものである。まさに、国家戦略として「金融経済教育」を推進することが求められている。

なお、本稿のうち意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添える。

- *1. QOL(Quality of Life)とは、物理的な豊かさのみならず、精神的な豊かさを含め、生活全般について高い満足度を得られるような質の高い生活を意味する
- *2. ウェルビーイング(Well-Being)とは、心身ともに健康で、かつ社会的にも満たされている状態を指し、フィナンシャル・ウェルビーイング(Financial Well-Being)とは、現在及び将来に亘り、経済的な満足度が継続し、自律的に人生における選択が可能な状態を指す
- *3. 三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行うために2018年8月に創設した研究所で、資産形成のための手段としての投資を身近でなじみやすいものにするため、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的としている(<https://www.tr.mufig.jp/shisan-ken/>)
- *4. 日本銀行調査統計局(2025)「2025年第4四半期の資金循環(速報)」(参考図表)(2026年3月18日)(<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>).
- *5. 総務省(2017)「家計調査(家計収支編)2017年平均(詳細データ)家計の概要:無職高齢者世帯の家計収支」(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2017np/gaikyo/pdf/gk02.pdf>).
- *6. 総務省(2025)「家計調査(家計収支編)2025年平均(詳細データ)家計の概要:無職高齢者世帯の家計収支」(https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_gaikyo2025.pdf).
- *7. 厚生労働省(2022)「令和4年簡易生命表の概況について」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life22/dl/life22-15.pdf>,2023.8.28).
- *8. 国立社会保障・人口問題研究所「令和5年推計」(www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp,2023.4.26).
- *9. 1971年5月25日、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」が制定、1986年4月30日に「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(法律第43号)に基づき、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」と改称され、同年10月1日施行。その後、2006年4月から「定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止」のいずれか1つを実施することが義務付けられた。さらに、2012年に「改正高年齢者雇用安定法」が成立し、2013年4月から希望者全員の65歳までの雇用義務化が施行されている。
- *10. 北野友士(2012)「金沢星稜大学における金融リテラシー調査」『金沢星稜大学論集』第45巻第3号(平成24年3月): pp.11-24(https://www.seiryu-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e_ronsyu_pdf/No119/11p_24p_kitano119.pdf)
- *11. 浅井義裕(2017)「金融教育は有効なのか?—日本の大学生を対象とした一考察—」『生活経済学研究』Vol.46(2017.9): pp.11-24(https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/46/0/46_11/_pdf)
- *12. 佐々木一郎(2020)「イデコと老後の年金格差」『年金と経済』公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 39(3): pp.16-22
- *13. 丸山 桂(2021)「中年未婚者のiDeCo加入に関する実証分析」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.15: pp. 2-16
- *14. 大野裕之・林田実(2023)「確定拠出年金と金融教育- Causal Forest による解析 -」『東洋大学 経済論集』48巻2号, 2023年3月: pp.1-29 (file:///C:/Users/2201179/AppData/Local/Temp/249/MicrosoftEdgeDownloads/481dac33-7bc1-431e-b58c-50fc47008776/keizaironshu48-2_001-029.pdf)
- *15. 金融庁「金融経済教育研究会報告書」(2013)(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130605/07.pdf)
- *16. 金融広報中央委員会(知るぽると)「家計の金融行動に関する世論調査」(<https://www.shiruporuto.jp/public/knowledge/>)

- *17. 金融広報中央委員会(知るぽると)「暮らしとお金」
(<https://www.shiruporuto.jp/public/knowledge/>)
- *18. 西村隆男「消費者教育推進法逐条解説」(2014年3月)
(<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/766241.pdf>)
- *19. 「消費者教育の推進に関する法律」(2014年改正)
(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0100000061_20160401_426AC0000000071)
- *20. 金融庁「高校向け金融経済教育指導教材の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html>)
- *21. 金融広報中央委員会(知るぽると)「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」
(<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/guide/>)
- *22. 平河茉莉絵・山本進(2021)「第7回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査:調査結果の概要及び男女別・年齢階層別比較」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.19: pp.314-380
(https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19_314.pdf,2023.12.7)
- *23. 菅谷和宏(2022)「サラリーマンの生活と生きがい(資産形成と生きがいの関係):第7回『サラリーマンの生活と生きがいに関する調査』の調査結果」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal『年金研究』No. 19: pp.84-99(https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19_84.pdf,2023.12.7).
- *24. 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)」
(http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf).
- *25. 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)」
(http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf).
- *26. 証券取引委員会(Securities and Exchange Commissions)(Investor.gov).
- *27. 浦田春河「MUFG資産形成研究所第5回シンポジウム～従業員のフィナンシャル・ウェルビーイングを高めるアプローチ～パネルディスカッション」(2023.7.19)での発言より抜粋
(<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/events/,2023.7.19>).

<参考文献>

- 浅井義裕(2017)「金融教育は有効なのか?—日本の大学生を対象とした一考察—」『生活経済学研究』Vol.46(2017.9): pp.11-24
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/46/0/46_11/_pdf).
- 大野裕之・林田実(2023)「確定拠出年金と金融教育-Causal Forestによる解析-」『東洋大学 経済論集』48巻2号, 2023年3月: pp.1-29
(https://toyo.repo.nii.ac.jp/record/14663/files/keizaironshu48-2_001-029.pdf).
- 北野友士(2012)「金沢星稜大学における金融リテラシー調査」『金沢星稜大学論集』第45巻第3号(平成24年3月): pp.11-24
(https://www.seiryu-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e_ronsyu_pdf/No119/11p_24p_kitano119.pdf).
- 金融広報中央委員会(知るぽると)(2017)「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」
(<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/guide/>).
- 金融広報中央委員会(2023)「金融リテラシーマップ」(2023年6月改訂版)
(<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/>).
- 金融庁(2013)「金融経済教育研究会報告書」
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryoku/20130605/07.pdf).

- 金融庁(2022)「第20回金融審議会市場制度ワーキング・グループ」
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/siryoku/20220912/02.pdf).
- 厚生労働省(2024)『令和6年簡易生命表の概況』
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life24/dl/life24-15.pdf>).
- 厚生労働省(2021)「確定拠出年金制度について」(法令解釈通知)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000677933.pdf>)
- 国立社会保障・人口問題研究所(2023)「日本の将来推計人口(令和5年推計)資料表3-1」
(https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf).
- 総務省統計局(2022)「家計調査年報(家計収支編)2022年家計の概要:総世帯及び単身世帯の家計収支」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2022np/pdf/summary.pdf.12.7>).
- 総務省統計局(2017)「家計調査年報(家計収支編)2017年家計の概要:総世帯及び単身世帯の家計収支」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2017np/gaikyo/index.html>).
- 佐々木一郎(2020)「イデコと老後の年金格差」『年金と経済』公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 39(3): pp.16-22.
- 菅谷和宏(2021)「サラリーマンの生活と生きがい(資産形成と生きがいの関係):第7回『サラリーマンの生活と生きがいに関する調査』の調査結果」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal『年金研究』No. 19: pp.84-99
(https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19_84.pdf).
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2020)「企業における福利厚生施策の実態に関する調査」(2020年7月)
(<https://www.jil.go.jp/institute/research/2020/documents/203.pdf>).
- 内閣府(2019)「令和元年度版高齢社会白書(全体版)図1-2-1-8 世代別金融資産分布状況」
(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1_2_1.html).
- 内閣府(2023)「資産所得倍増プランと資産形成支援に関する取組み」(2023.8.25)
(<https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/01.pdf>).
- 中江俊(2012)「米国の学校における金融教育の動向」
(http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf)
- 西村隆男(2014)「消費者教育推進法逐条解説」(2014年3月)
(<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/766241.pdf>).
- 日本銀行(2023)「時系列統計データ(資金循環・家計金融)年度・ストック」
(<https://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>).
- 日本銀行(2025)「資金循環統計(速報)(2025年第4四半期)」
(<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>).
- 平河茉莉絵・山本進(2021)「第7回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査:調査結果の概要及び男女別・年齢階層別比較」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.19: pp.314-380
(https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19_314.pdf).
- 福沢隆雄(2019)「アメリカの投資教育と株式投資の質問」
(https://mon-ja.net/191009-01_usa-financial-literacy/).
- 藤原翼(2023)「学校の金融経済教育をどのようにサポートすべきか～米国の事例から探る～」大和総研
(https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/education/20230613_023846.pdf,2023.12.7).

-
- 丸山 桂 (2021)「中年未婚者の iDeCo 加入に関する実証分析」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.15: pp. 2-16
(https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN15_02.pdf).
 - 文部科学省 (2011)「大学等及び社会教育における消費者教育の指針(概要)」
(https://www.mext.go.jp/content/1406854_03.pdf).
 - 文部科学省 (2018)「高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月告示)」
(https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf).
 - 森駿介 (2022)「海外の金融経済教育における職域での推進と取組の検証」大和総研
(https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/education/20221124_023422.pdf).

MUFG資産形成研究所について

わが国では人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、さまざまな環境変化が起こっています。これらの環境変化に伴い、国民の自助努力による資産形成がますます求められる時代となりました。

このような状況下、当研究所は資産形成のための手段としての投資を身近でなじみやすいものにし、長寿化に伴う資金枯渇を防ぐためにはどうすれば良いのか等、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

MUFG資産形成研究所: www.tr.mufg.jp/shisan-ken/



MUFG資産形成研究所

現役時代から退職後の時代までを対象に、資産形成・資産運用に関する調査・研究、レポート作成など、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

論文・レポート

当研究所の論文・レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/report/>

調査・研究

当研究所の調査・研究レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/research/>

MUFG資産形成研究所メールマガジン登録フォーム



レポート公開等をお知らせするメールマガジンを配信しています。

[メールマガジンのご登録フォーム](#)

※メールマガジン登録フォームはスパイラル株式会社の「スパイラル」を利用しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社

資産形成推進部

〒100-8212

東京都千代田区丸の内 1-4-5

www.tr.mufg.jp/shisan-ken/

MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行う際の呼称です。